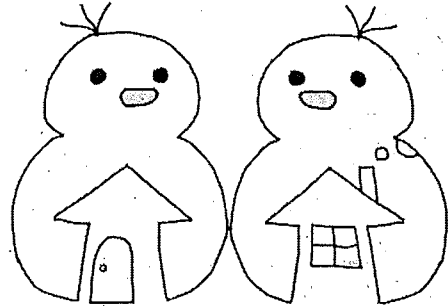


# 平成28年度 旭川市住宅雪対策補助制度のご案内

## 住宅雪対策補助制度って？

市民の皆様が、冬季における快適で安全な住まいづくりのため、住宅の雪対策に係る住環境の整備を行う場合に、その費用の一部を補助する制度です。

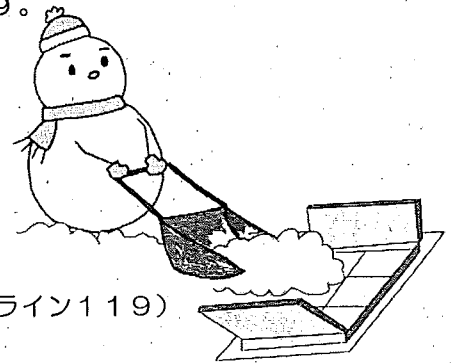


## どんな住宅が対象になるの？

旭川市内の住宅（公営住宅を除く）に係るものが対象となります。申請される方が旭川市税を完納している必要があります。

《対象除外となる住宅》

- ・今年度に次の制度を利用する、または利用した住宅
  - 「旭川市住宅改修補助制度」
  - 「旭川市やさしさ住宅補助制度」
  - 「旭川市住宅耐震改修補助制度」
  - 「旭川市水洗便所（排水設備）改造資金融資あっせん制度」
  - 「旭川市災害弱者緊急通報システム設置助成制度」（ホットライン119）
- その他、住宅の改修に係る旭川市の補助制度



## どんな工事が対象になるの？

融雪施設等設置工事、雪対策のための住宅改修工事のうち、別紙「旭川市住宅雪対策補助対象工事基準」に定められたものが対象になります。

工事は市内建築関連事業者に限ります。

**※ 既に契約や着工をしている工事は対象になりません**

**※ 次に該当する工事は対象になりません**

- 1 対象となる住宅に住んでいる方が、次の①～③のいずれかで、バリアフリー化に該当する工事
  - ① 要介護（要支援）認定者 [担当：介護高齢課]
  - ② 重度身体障害者（下肢または体幹機能障害3級以上の方） [担当：障害福祉課]
  - ③ 難病患者（対象疾患による障害がある方） [担当：障害福祉課]
- 2 国・道などで実施する補助制度を利用する場合、その補助対象工事

## 補助の金額は？

補助対象工事費の1/3で、上限15万円（千円未満切り捨て）

※補助対象工事費が5万円以上の工事からお申し込みいただけます。

## 🏠 補助申請の手続きは？

### ○申請書の配布・相談・申請受付窓口

旭川市6条通10丁目 旭川市役所第三庁舎4階  
建築総務課住宅政策係 電話25-9708

※申請受付は上記窓口となります。郵送では受付していませんのでご注意ください。

※申請書書式は各支所及び地区センター等で配布するほか、旭川市役所のホームページからダウンロードできます。

### ○申請受付期間

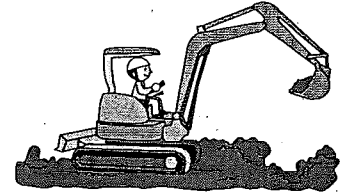
平成28年4月20日（水）～5月20日（金）

※申請書の配布・相談については上記期間以外でも随時行っております。

### ○募集予算額 2,000万円

- ・申請受付期間で予算額を超えた場合は、抽選により交付予定者を決定します。
- ・申請受付期間で募集予算額に満たない場合は、期間を次のとおり延長して、予算額に達するまで受付を行います。

【受付延長期限】 平成28年12月15日（木）



### ○抽選会について

- ・抽選は以下の日程で行います。抽選の様子をご覧になりたい方は、申請受付時にお渡しする受付票で詳細をご確認ください。

平成28年5月27日（金）

### ○補助交付決定のお知らせ

- ・申請書類の内容を審査したうえ、補助金交付決定通知書をお送りします。
- ・補助金交付決定通知書が届いてから、工事の契約を行い着工してください。

### ○その他注意事項

- ・申請される住宅が併用住宅、共同住宅（賃貸・分譲）等、所有者が複数の場合は、代表者を決め他の権利者の合意を得たうえ、申請してください。
- ・複数の住宅を所有されている方は、同一年度で1回の利用とし、複数の利用はできません。
- ・申請された書類の内容に不備がある場合など、補助金を交付できない場合があります。
- ・提出された書類は返却できませんので、必要な書類はあらかじめコピーを取ってください。
- ・交付決定後も各種書類に押印頂くことがあります。交付申請書と同じ印鑑を使用して頂くこととなりますので、お間違えの無いようご注意ください。
- ・抽選会直後は審査が集中し、時間を要することが想定されます。迅速に交付決定を行うため、市から申請書類の訂正等の要請があった場合は、速やかな対応等ご協力をお願いします。
- ・融雪施設設置工事において、地下水のくみ上げを行う場合には、直接的及び間接的な損害について、いかなる場合も自己の責任において対処してください。
- ・一定の要件を満たす改修工事を行う場合は、税の優遇措置を受けられる場合がありますので、詳しくは下記担当へお問い合わせください。

（担当）固定資産税～旭川市資産税課へ（工事完了後3か月以内の申し込みが必要）  
所得税・贈与税～税務署へ

※「（一社）住宅リフォーム推進協議会」のホームページでも御確認いただけます。

◎補助申請に必要な書類

① 補助金交付申請書 【様式第1号】	所定の用紙（様式第1号）に記載してください。
② 付近見取図	改修する住宅の位置がわかる地図等を添付してください。
③ 平面図等の改修図	改修案の図面が必要です。 融雪施設設置工事の場合、【配置図・融雪施設詳細図・排水経路図】が必要になります。
④ 現況写真（日付入り）	申請工事箇所を写した概ね3か月以内の写真が必要です。
⑤ 工事見積書（原本）	施工業者が作成し、押印したものがが必要です。
⑥ 申請者の納税証明書 （完納証明＝滞納のない証明）	市役所総合庁舎2階⑩番窓口、または各支所の窓口において1部300円で交付を受けてください。 （概ね3か月以内のもの）
（賃貸共同住宅の場合） ※ 登記事項証明書の写し	法務局（旭川合同庁舎3階）で交付を受けてください。 （所有権に関する登記が最新のもの）

※ このほかにも、審査に必要な書類の提出を求められることがあります。

🏠 補助金交付の手続きは？

工事完了後、工事完了報告書を提出いただき、完了審査を行った上で、交付額確定通知書を送付します。

交付額確定通知書が届いてから、概ね1～2週間で申請者が指定した金融機関の口座に補助金が振り込まれます。



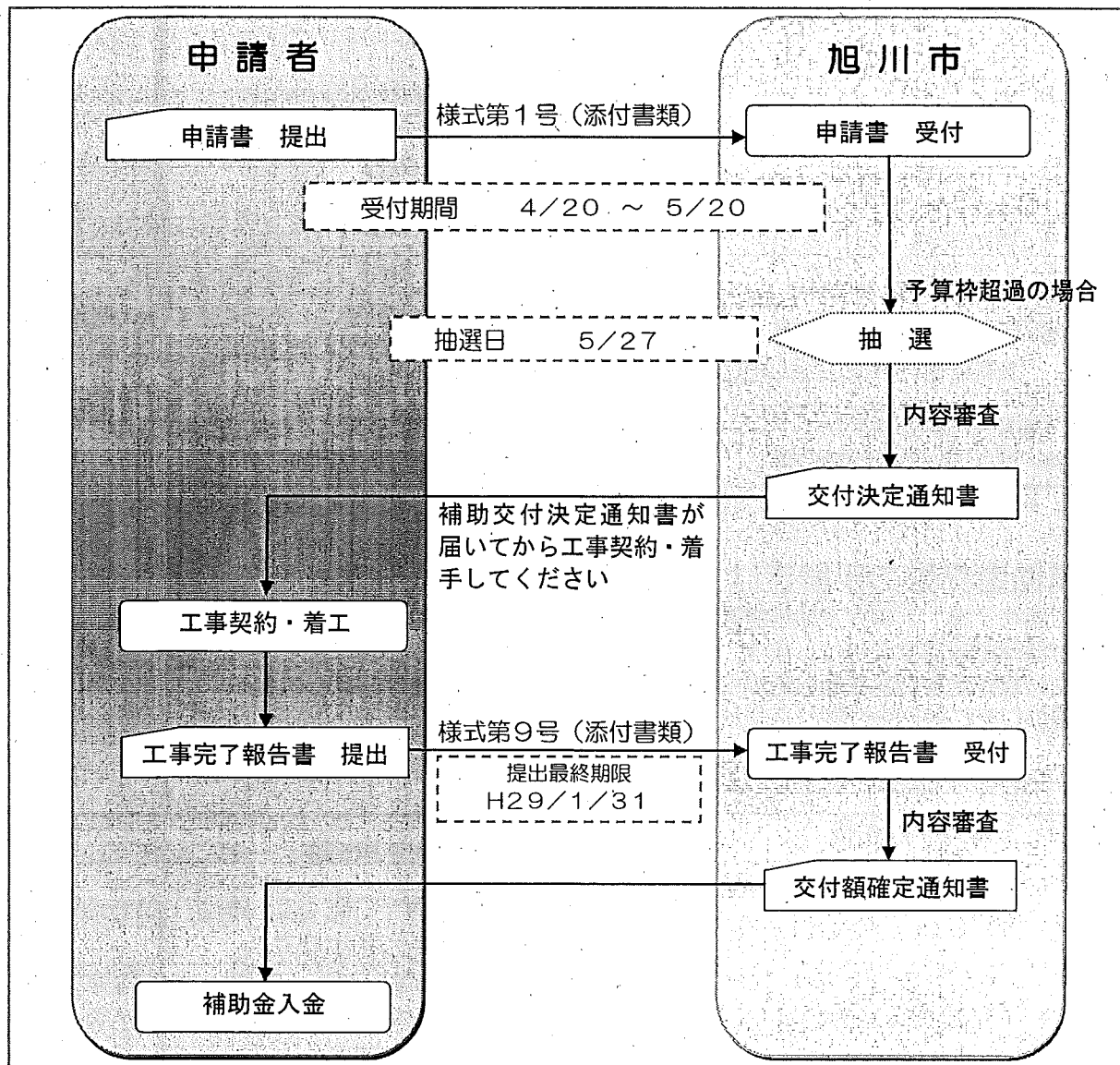
◎工事完了報告に必要な書類

① 工事完了報告書 【様式第9号】	書式は補助金交付決定通知書と一緒に送ります。
② 完了状況写真(日付入り)	隠ぺい部分（陰に隠れて見えない場所）がある場合は、工事中の写真も必要となります。
③ 工事請負契約書の写し	書式は任意です。申請した総工事費と請負契約書の金額が違う場合や、工事内容を変更する場合は、事前に変更申請が必要となります。
④ 支払を証明する書類 の写し	領収書や振込票などの写しが必要となります。支払いが複数回に分かれている場合（施工業者が複数など）は、今回の改修に伴った全てのものが必要となります。
（融雪施設設置工事で必要な場合） ※ 道路占用許可証の写し	公共施設（道路側溝など）に排水管を接続するとき、着工前に許可を受ける必要があります。 既設の排水管等に接続する場合にも、 <u>道路占用許可が必要となる場合があります。</u> 詳しくは、土木部土木管理課道路占用係 （TEL25-5375）にお問い合わせください。

「工事完了報告書」は工事完了後、速やかに提出してください。  
最終提出期限：平成29年1月31日（火）

※最終提出期限までに「工事完了報告書」の提出がない場合、補助金をお支払いできない場合もありますので、十分ご注意ください。

《旭川市住宅雪対策補助制度 手続きフロー》



《高齢者、障害者の住宅改修に関する補助制度》

【介護保険（予防）住宅改修費支給】（旭川市 介護高齢課 ☎ 25-6485）  
 介護保険制度で、要介護もしくは要支援と認定されれば、20万円の限度内（原則として1割負担）で住宅改修を行うことができます。（支給限度額18万円）

【障害者住宅改修費給付】（旭川市 障害福祉課 ☎ 25-6476）  
 障害をお持ちで基準を満たす方は、20万円の限度内（原則として1割負担）で住宅改修を行うことができます。（支給限度額18万円）

～ お問い合わせ 申請書提出先～  
 旭川市 建築部 建築総務課  
 旭川市役所第三庁舎4階 電話25-9708

## 旭川市住宅雪対策補助対象工事基準

市民の冬季における快適で安全な住まいづくりのため、住宅の雪対策を行うものを対象とします。

対象になる改修工事の例	
融雪施設工事	1 融雪槽の設置等
	2 融雪機（固定式のもの）の設置等
	3 ロードヒーティングの設置等
	4 屋根ルーフヒーターの設置等
	5 上記以外の融雪施設の設置等（※事前に相談してください）
	※ 融雪水の排水管を道路側溝等に接続するとき、又は道路上にロードヒーティングを設置する時は、 <u>工事着手前に道路占用許可の手続きを行うこと。</u> （既存の排水管に接続する場合にも必要な場合があります）
雪対策のための住宅改修	<b>屋根改修</b>
	6 無落雪屋根への改修
	7 勾配屋根の形状変更
	8 落雪しづらい屋根材（砂付きルーフィング等）への変更
	<b>屋根雪落下対策</b>
	9 雪止め金物の設置
	10 雪庇切り金物の設置
	11 雪止めフェンスの設置等
<b>雪よけ屋根の設置</b>	
12 アークード等の設置（通行上必要な部分）	
共通	13 対象工事に伴って必要になる工事・費用 （例）・諸経費（各種調査費、手続き代行費は対象外） ・養生、整理清掃、足場等の仮設工事
	14 列記されている工事の他に、住宅の雪対策の向上に効果があると市長が認めた工事は対象

対象にならない工事の例	
【単なる修理や、部材の交換は対象になりません】	
・屋根の塗り替え、防水改修	
・サンルーム（玄関部以外）の設置 等	
判断が難しい場合は、事前にご相談ください。	

